

第1007回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和8年5月15日（金）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 小野寺教育長、小川委員、佐浦委員、鳩原委員、福與委員

4 説明のため出席した者

後藤副教育長、大宮司副教育長、本田副教育長、沼田参事兼総務課長、浅川教育企画室長、菊田参事兼福利課長、山田教職員課長、山尾義務教育課長、千葉高校教育課長、伊藤高校財務・就学支援室長、永田高校教育創造室長、佐々木特別支援教育課長、今野施設整備課長、佐藤保健体育安全課長、三浦参事兼生涯学習課長、佐藤文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第1006回教育委員会会議録の承認について

小野寺教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第1007回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名、議事日程について

小野寺教育長 小川委員及び福與委員を指名する。
本日の議事日程は、配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 議事

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第4号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第5号議案 就学支援審議会委員の人事について

第6号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

小野寺教育長 「5 議事 第2号議案から第6号議案まで」については、不開示情報等が含まれているため、その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) この審議等については、秘密会とする。
秘密会とする案件については、本日速やかに処理することが必要なものがあるため、先に審議を行うこととしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 議事

第1号議案 教育委員会規則の改廃について

(説明者：後藤副教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料の左側を御覧願いたい。

教育委員会規則のうち、「宮城県教育功績者表彰規則」の一部を改正しようとするものである。

資料の右側を御覧願いたい。

はじめに1 改正の理由であるが、教育功績者表彰の適正かつ円滑な事務の遂行を図るため、所要の改正を行うものである。

次に2 改正内容であるが、教育功績者表彰の欠格条項として、罰金以上の刑に処せられたもの、破産者であって復権を得ないもの、現に起訴されて刑が確定していないもの、その他表彰することが不適当と認められるものを明記するものである。

なお、改正の具体的な内容については、新旧対照表に記載のとおりである。

3 施行日は、公布の日をもって施行する。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑無し)

小野寺教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

10 課長報告

第38次宮城県社会教育委員の会議意見書について

(説明者：生涯学習課長)

「第38次宮城県社会教育委員の会議の意見書について」、御説明申し上げます。

社会教育委員の会議は社会教育法及び社会教育委員条例で定められ、社会教育に関し教育委員会に助言する機関として設置されている。

第38次の会議では、地域住民の学びの拠点として、多様な住民が集い交流し、人と人をつなぐ地域の拠点でもある公民館について、今後さらに活性化を図るための方策について2年間にわたり、審議・研究調査され、取りまとめた意見書が、4月28日に提出されたことから、御報告するものである。

公民館は、社会教育法において、市町村が設置し、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設とされ、県の役割としては、公民館が基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとされており、現在、社会教育関係者向けの研修会の開催等を通じて人材育成、運営への支援に取り組んでいる。

今回の意見書では、公民館等訪問での聞き取り調査や公民館職員等へのアンケート調査を通して、公民館の現状や課題を把握し、県が取り組むべき支援の方向性として

提言1 住民とともに地域の未来をつくる公民館

提言2 公民館事業の充実を図るための研修機会の充実

提言3 多様な主体との連携やネットワークづくりの支援

の3つの提言が示された。

詳細については、別冊の意見書を御参照願う。

続いて、これらの提言を踏まえた今後の対応について、御説明申し上げます。

県では、これまで公民館職員等を対象とした研修会を主に県庁で実施していたが、オンラインの活用や、アウトリーチ型での開催とする等、より多くの職員が参加しやすい環境を整えていく。

また、県施設である自然の家等を活用した体験会や講座の実施、県ホームページを活用した実践事例等の情報提供、事業企画への継続的な支援等を通じて、公民館事業の充実と住民ニーズに応じた企画の促進を図る。

加えて、学校や大学、企業等外部団体との連携・協働に取り組みやすすくするためのつながりづくりを支援していく。

今後も、今回いただいた提言を施策に反映しながら、宮城県の生涯学習の振興と社会教育の推進に取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

鳩原委員

公民館で県民のために様々な取組を行うことは大変良いことだと思い、取組が進むことを期待する。各市町村が設置している公民館は、子供から高齢者まで、地域住民全般を対象に様々な取組を行っており、現場の意見も吸い上げているとの話だったが、多様な方に対応するにはそれなりの人員も必要である。例えば海外から来る方への対応なども考えると、かなりの人材が必要になるのではないかと思う。通常、公民館は限られた

職員数で運営されていると思う。イベント等を実施する際に、県から必要に応じて職員が派遣されるのか。私の専門は聴覚支援であるが、例えば聴覚障害者も参加しやすいよう、手話通訳を派遣してもらうのではなく開催者が準備するなど、人的なサポートの必要性はどうか。具体的に取組んでいるとすればその辺の取組はどうか。対象が地域に住む全ての方になるため、市町村はかなり大変という印象である。

生涯学習課長

鳩原委員のお話のとおり、公民館は全ての方を対象としており、障害者から外国人まで様々な方を対象にサービスを提供している状況にある。特に令和5年度より共生社会推進事業を実施し、障害者の生涯学習について県としても取組んできたところである。今まで障害者の生涯学習について取組んでいなかった市町村もあったが、県が取組むことで、普段繋がりの無い方と繋がりを作り、また市町村と福祉関係団体などで共同で取組む事業を紹介することにより、障害者の生涯学習に取組める市町村も出てきている。引き続き、県としての役割を果たしていきたい。

佐浦委員

様々な部活動を構成させるには地域住民の力が必要であるという部活動の地域展開に関する特集が報道されるようである。結び付きのイメージが正しいか分からないが、ちょうど公民館の役割として、部活動の地域展開の一端を担えるのではないかと感じた。例えば、地域の複数の学校の間で、部活動に取組める学校や施設が無い場合に、公民館で便宜を図れるというような情報があれば、文化部も運動部も公民館で活動できるのではないかと思ったが、このような使い方はできるのか。

生涯学習課長

公民館を活用した部活動の地域展開であるが、地域展開の種類も様々あると思う。例えば、普段は吹奏楽を行っているが週末は美術など全く違う活動に取組みたい生徒もいると思う。そのような時に、公民館は地域展開の拠点になり得ると思う。実際、地域展開という形ではないが、中学生が公民館に入り公民館の事業と一緒に運営することにより、地域と一体的な活動を行う事例も出てきている。部活動の地域展開というわけではないが、公民館が拠点になった地域づくりの一端を担う事例がある。

佐浦委員

積極的に取組を進め成功事例が出てくれば、他の案件で話があった、教員のストレスや過重労働を防ぐこと、また部活動の負担を減らすことの一端にもなれると思うため、成功事例が出てくることを期待する。

1 1 資料（配布のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

（2）令和8年3月高等学校卒業者就職内定状況（4月末現在）

1 2 次回教育委員会の開催日程について

小野寺教育長 次回の教育委員会は、令和8年6月11日（木）午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後3時5分

令和8年5月15日

署名委員

署名委員